

## 西欧中世文書の史料論的研究：平成22年度研究成果 年次報告書

岡崎，敦  
九州大学大学院人文科学研究院：助教授

丹下，栄  
下関市立大学経済学部：教授

梅津，教孝  
福岡大学：非常勤講師

津田，拓郎  
東北大学大学院文学研究科：専門研究員

他

<https://hdl.handle.net/2324/1932629>

---

出版情報：2011-03  
バージョン：  
権利関係：

## 非訟裁判権とはなにか ―教会とフランス王権を中心に―

岡崎 敦

### はじめに

非訟裁判権 *jurisdiction gracieuse* とは、係争以外の何らかの法行為を規制する法廷の権力であり、西欧中世史の領域では、特に公的権威の名における告示文書発給による私的な法行為の公証が念頭に置かれる。広義では、公的権威者のもとでの公証制度全般をも意味し、公証人制度とも機能の点で類似する。

研究史上、非訟裁判権は、きわめて限定された観点から取り扱われてきたにすぎない。教会法制史において、とりわけ司教区判事制度 *officialité* との関係で言及されるほか、文書形式学では、関係の資料類型が「私文書」というカテゴリーのなかで叙述される。また、職権印章の典型としての裁判権印章という点から、その出現と発展の歴史にも関心がもたれてきた。

しかしながら、私的な法行為の公証制度は、変容する歴史学研究にあつて、以下のような観点から、とりわけ注目に値する問題のように思える。

第一は、公証制度の展開とその歴史的背景という問題自体に関わる。そもそもこの制度は、当事者、あるいは関係者間の合意の「外」に、契約の効力の保証を求める環境が存在することを示唆している。とりわけ13世紀以後には、私的な契約文書の量的増加や質的な変化、個人と公的権威の関係の変容などの状況を受けて、多様な公証制度が本格的に展開するとともに、同時代、同地域において複数の制度が共存することもありえた。この際、あらためて想起したいのが、1980年代半ばにフランスではじまり、その後ヨーロッパ財団の共同研究として継続された、いわゆる「近代国家生成プロジェクト」である。このプロジェクトを一貫してリードしてきたジュネによると、ここでの「近代国家」とは、13-14世紀に生成し、17世紀頃に西欧に共通して確立した政治組織であり、国家と政治社会の一体化を特徴とするが、そこでは権力、地位、身分等の正統性や利害をめぐるせめぎ合いと対話、交渉が不断に行われた。重要なのは、通常「近世」と呼ばれるこの時代を、国家の発展段階論のような目的論的思考から離れて、権力と社会編成の問題として捉えなおすことである。この際、「公」や「当局」のあり方自体を、抽象的な思想史の枠だけではなく、日常の実務の現場から見つめなおすことは、とりわけ興味深い課題ではないであろうか。私的な法行為の公的権威による公証という制度は、具体的な手続きを準備する側と、これを実際に利用する当事者、関係者との狭間に成立し、機能したが、そこには、文書形式や法術語にみられるローマ法の影響と新たな法理の形成、制度の官僚制化と彼ら専門職の養成、印章の普及による文書の価値の再編成、慣習法の自律的な世界と一般的な通用力を持つ領域支配との関係など、多様な問題が現れる。

第二には、非訟裁判権制度の運用研究は、私的な契約の保証制度の生成と機能の検討を通して、在地の社会史への糸口を与えてくれる可能性がある。たとえば、この制度を、誰が何のために利用していたのだろうか。また、制度が複数存在していたとき、どのような使い分けがあったのか。実際に対象となる法行為、物件、価値などはどのようなものであり、文書作成料とはどのような関係にあるのだろうか。最後に、この制度の通用に際しては、当局の役人のみならず、しばしば在地の有力者の介在がみられるが、そこでは、職の

給与・請負から在地の権力編成・社会構造に至る、多様な問題が浮かび上がる。

この報告では、特集研究会の序論を兼ねて、まず公的権威による私的な法行為の公証制度の歴史を概観し、その後、12世紀以後の主として北フランスを対象として、教会、およびフランス王権で整備された制度をまとめたい。

## 1. 非訟裁判権制度の歴史概観

当事者同士の合意に、公的権威、当局が関与することは、すでにポスト＝ローマ期からみられるが、少なくともメロヴィング期には、以下の3つの形態があったと推測される。一つは、都市登記簿 *gesta municipalis* である。アンジュー、トゥール、ブルジュ、サンズなどいくつかの書式集で言及されるこの制度は、遅くとも7世紀末には機能を停止したと考えられている。二つ目は、裁判文書である。いわゆるプラキタ文書がそれであるが、他方、サリカ法は、裁判集会 *mallus* における口頭手続き、すなわち証人、あるいは公的権威代行者を前にしての権利放棄 *werpitiu* に言及する一方で、私的な法行為の文書化には触れない。ちなみに、この時期、ノティティアと総称される無形式の書き物が出現するが、これは口頭所作儀礼による法行為の文字化記録ともみなされる。最後は、王権による保証であり、唯一印章を有した王文書による確認、王の名の下に発給される判決文書が伝来する。さらに興味深いのは、滅失文書の回復手続きが、王や宮宰の名の下に行われていたらしいことである。

あらゆる面で革新的であり、後世に大きな影響を及ぼすカロリング諸王の政策は、ここでも同じく重要である。781年、803年、805年の勅令で繰り返された各地への書記の設置命令は、イタリアの制度の模倣とも解されているが、その具体的な実施や機能については不分明な点が多い。他方で、カロリング期の王、伯、司教文書等には、*notarius*, *cancellarius* という肩書きを持つ者が現れ、彼らは文書の編纂、執筆担当者とみなされ、文書作成部局の存在を伺わせる。法行為のすべてが文書化されたとは考えられないとはいえ、文書化自体については、カロリング期からしばらく、法行為の当事者の名の下での一人称の権利証書が基軸となるであろう。カロリング体制の崩壊期は、公的諸制度の弛緩、すなわち公的法廷の消滅、文書作成の減少と形式の混乱によって特徴づけられるとされる。さらに、10世紀を通じて、「公的な」書記は消滅し、以後は、修道院ほかの教会人以外に、文書を作成しうる者がいなくなったと考えられている。この結果、伝来する（そして、おそらくは作成された）文書は教会関係のみとなり、その形式も、在地の教会、修道院ごとの個別の性格を強く帯びるに至った。この時期には、法行為が3人称で記載される無形式のノティティアも相当数作成された。

11世紀末から12世紀にかけて文書量が増加するとともに、文書形式の再整備の動きがみられるが、私的な法行為の文書化については、基本的に1人称による権利証書の形態をとり続ける一方で、いくつか新しい現象が出現した。第一に、過去、あるいは第三者の法行為の確認、告示文書、さらには紛争解決文書が大量に現れた。また、複数の過去の法行為を一つの文書で一括して確認、告示するパンカルタや、過去の文書を新たな形式に書き換えるなどの現象は、この時期に文書化の多様な経験が積み重ねられていたことを示唆する。第二に、領主や一般の教会の印章付き文書による告示が現れるが、これは、一方では、印章が文書の効力保証のための決定的指標として確立する過程を示すとともに、印章を持

たない個人、法人が、文書化の必要に迫られたとき、身近の権威に頼つたらしいことを示唆する。そして、その最大の担い手こそが、司教であったと思われる。12世紀中葉以降の司教文書の大半は、第三者の法行為の告示、あるいは紛争解決で占められているが、文書形式、文言や用語に関しては、同時期司教座教会を根城に研究が積み重ねられていたローマ法の影響が色濃く感じられる。

## 2. 司教区判事の非訟裁判権文書

司教区判事 official とは、司教区行政に関わる司教権限の委任官僚であり、なかでも霊的事項、教会罰、聖職者の規律、そして私的な法行為の公証を重要な管轄領域とした。カロリング期に、司教側近聖職者は司教座参事会として組織されたが、その雑多な性格や参事会の団体としての自律化の動きなどを受けて、12世紀後半以後司教区行政が再編された結果、司教区判事が新たに創設されたと考えられる。1170年ごろのランスに初出したのち、13世紀初めには少なくとも北フランスのすべての司教区で存在が確認されるが、ローマ＝教会法研究の深化を背景に、職や権限、文書形式などについて、どこでもほぼ同様な制度として現れる。司教とは区別された独自の裁判権＝職権印章を有するほか、文書の発給欄では、職名だけの（個人名が記されない）形式が印象的である。

司教区判事による非訟裁判権は、彼が発給する告示文書にその性格が明瞭に現れている。ボーヴェとパリの事例研究によると、司教区判事の告示文書は、12世紀後半の司教文書の機能を継承するものとして、13世紀初めに現れた（パリでは現在知られる限りで1207年が初出）。文書中の言及によると、補佐役人の報告に基づき *ad relationem jurati*、公証文書が発給されるが、文書書式においては、ローマ法に由来する特殊な法手続きに関する条項が満ちあふれており、司教法廷の実務家たちの素養とレベルが垣間見える。パリについては、1270/80年代に、法廷外の法行為を受け入れるため、例外的に2人の聖職者 *clerici jurati* が設置されたが、カンブレ、ランス等では、主席司祭が、司教区法廷の補佐役として、あるいは彼ら自身の権限で、当事者からの訴えを受け入れ、司教区判事のもとに報告をもたらず制度が在した。文書は、13世紀以後の公的な実務文書の特徴づける簡素で規格化された形式をもち、*sigillum curie* の銘文を有する職権＝裁判権印章によって有効性が付与された。少なくとも中世を通じて、発給者側には原簿、あるいは登記の慣習はなく、印章付き文書のみが効力を有した。

司教区判事による非訟裁判権は、13世紀中葉がその絶頂期であり、その後、王権の制度との競合の結果衰退したとみなされる。ボーマノワールの『ボーヴェ地方慣習法書』35章では、司教区判事の文書は、教会法廷でのみ効力が認められるとされるが、その根拠は、「一人の証人には、価値がない」という法諺とされる。

## 3. パリのシャトレにおける非訟裁判権

フランス王権では、13世紀初めから、公証制度を整えようとしていた形跡がみられる。フィリップ2世は、1204年、イル＝ド＝フランスとノルマンディの各プレヴォテに、ユダヤ人とキリスト教徒との間の契約を公証し、利子徴収の慣行を制限するため、特殊な印章を設置した。パリとポントワーズについて、このユダヤ人印章 *sigillum Judeorum* が付された文書がいくつか伝来しているが、少なくとも1229年まではこれが利用されて続けていた。

また、1247年には、シャンパーニュ大市印章 *sigillum nudinarum Campaniae et Briae* が言及されるが、これは大市守護役人の個人印章としては1225年に遡る。王権の地方役人一般については、プレヴォは1192年、バイイは1204年にそれぞれ印章が初出し、とりわけバイイ文書のなかには、第三者の法行為の告示が存在する。

しかしながら、非訟裁判権制度にとってとりわけ重要なのは、王権のお膝元であるパリのシャトレ法廷である。シャトレはバイイ格であるパリのプレヴォの座であるが、伝来する最古のプレヴォ文書が、俗人夫婦のタンブル騎士団への譲渡を告示する1238年のプレヴォ印章つき文書である。シャトレは、13世紀中葉の著名な2人のプレヴォのもとで（エチエンヌ・ボワローとロベール・バルボン）大きな発展をとげ、文書量が飛躍的に増加した。摩滅に対応するため、印章母型の10年ごとの更新が規定されているほどである。

1274年から1301年にかけて10通伝来している告示文書によると、シャトレの非訟裁判権は、当事者がプレヴォの面前に出頭するか、あるいはこれが不可能な場合には、2人の役人 *clercs jurés* が派遣されて、当事者の陳述 *aveu* を受け入れ、これを文書化して、プレヴォ印章を付すという手続きであることが分かる。興味深いのは、2人の役人による現地での陳述受け入れ手続きは、同時期のパリ司教区判事法廷と基本的に同様と考えられ、両者の間の影響関係が問題となる。教会法廷において2人の役人を設置することは稀であったことを想起すれば、パリを代表する聖俗二つの実務官僚の世界の間には、一方的な影響関係よりも、何らかの交流が存在したと考えるべきかもしれない。

筆生 *greffier* や印章係 *scelleurs* を含むシャトレの役人 *clercs jurés* は、1271年に聖母マリアに捧げられたコンフレリーを結成し（1301年、規約が公式に認可）、13世紀末頃には、書記 *notaires* という肩書きのもと、王の委任官僚 *officiers* となる (*clerc, notaire établi de par le roi notre sire en son Chatelet de Paris*, あるいは *notaire du roi en son Chatelet de Paris*) が、同時に、文書作成に関して、次第にプレヴォから自律化する。当事者の自宅での文書作成や、建前とは別に一名のみによる担当などのほか、実際の文書作成に際して固有の下役を雇用するなどがみられるが、興味深いのは、*brevet* と呼ばれる特殊な文書類型の出現である。14世紀中葉、書記は、プレヴォ印章が付された公式の文書を発給せず、下書きに自らの署名とシャトレの裏印章のみを付して当事者に手渡し、後者は、後日紛争の際にはこれを持参して、あらためて公式の文書作成を要求するというものである。15世紀には、シャトレ裏印章もない、書記の署名のみの *brevet* も現れた。これらの現象は、非訟裁判権業務が、文書作成料徴収というかたちで、個々の書記にとっても金銭的な見返りをともなっていたことを間接的に教えてくれる。なお、シャトレにおいても、法的効力を有するのは交付された印章付き文書のみであり、シャトレ側に残る記録は、1437年の保存命令までは非公式の覚書にすぎなかった。さらに、実際にこの種の資料群が恒常的に伝来するには、16世紀を待たねばならない。

#### 4. フランス王権の非訟裁判権制度

フランス王権の公証制度において決定的な一歩が記されたのは、1280年ごろと推測されるある王令であった。ポーマノワールの『ボーヴェ地方慣習法書』の第1章52節中に引用されるかたちでのみ伝来するこの王令は、バイイが法廷をめぐる都市ごとに（実質的にプレヴォ都市）、私人間の契約を保証するために2人の貴頭 *prud'homme* を置くこと、バイ

イはプレヴォテ都市を巡回する際に彼らの報告を受けて、0.2%の文書作成料を徴収しながら告示文書を発給することを命じたというものである。この王令の真正性、実効性に関する疑いは、サンリス、ヴェルマンドワ、シャンパーニュ地方において、1280年代から、明らかにこの王令を前提とするバイイ文書が確認されたことから完全に払拭されるに至った。

この制度が、王令後各地に直ちに普及したらしいことは、関係文書の伝来や教会文書の衰退とともに、制度自体の急速な変容自体が示している。1280年代末から、上記の同じ地域で確認されるのは、巡回法廷の開催地であるシャテルニー、プレヴォテ、ヴィコンテの座において、印章管理人 *garde du scel*、およびその下役 *clerics jurés* 等が出現し、彼らは、「某プレヴォテに置かれた某バイイ印章 *scel de la Baillie de N. établi en al prevoste de N.*」を現場で使用したこと、すなわち文書作成業務が在地化したことである。さらに、これらの文書は、地域によって文言、用語や登場する関係者などがさまざまであり、現場の事情に強く規定されていたらしいことが伺える。14世紀に入ると、さらに進んで、もはやバイイではなく、プレヴォの印章の下に文書が発給されるに至る (*letter de prevote ou de tabellionage*)。ここでは、関係の法行為は、プレヴォテの印章管理人 *garde de scel de la prevote* のみ、あるいは、プレヴォと彼の2人によって認証され、プレヴォテ印章が付された文書が発給されるが、ここでとりわけ重要なのは、法行為を受け入れる2人の誓約者 *jurés*、ならびに公証文書の作成のみを担当する専門職 *tabellion* が現れることである。

地域によって多様な相貌を見せる中世末期の王の公証制度 *tabellionage royale* を図示的に整理すると、以下の三種の人間が関与していたと考えることができる。第一は、王の役人であるプレヴォテ印章管理人 *garde de scel* で、彼らは多く、在地のブルジョワ出身か、あるいは文字に通じた（妻帯した）聖職者であり、王権行政の末端に位置する。第二は、史料上 *jurés* として現れることが多い者たちで、恐らくはボーマノワールの言うところの貴顕 *prud'homme* に該当する。現地で陳述を聞き、恐らくは調書のかたちにとまとめて報告するという特権的な役割を行使するが、本来は、法行為の効力を固めるための証人であったろう。当初は、在地の有力者、あるいは妻帯した聖職者などであったが、後には、法実務家、あるいは専門の書記がこれを担うようになった。最後は、公証役人 *tabellion* である。プレヴォテにおいて私文書の公証を独占的に担いながら利潤をあげるこの職は、当初は請負であったが、14世紀以後は官職化した。

これら三種の関係者からなる王の公証制度は、時代を経るにしたがい、また地域によって、非常に多様な相貌を見せることになる。ある地域では、*jurés* の機能を *tabellion* が吸収するが、他の地域では逆に、*jurés* が *tabellion* 職を共同で請け負った。最終的には、1542年の王令が *jurés* を書記として官職化し、さらに1597年に *tabellion* と書記を合体した結果、新たに編成された王の書記 *notaires royaux* 職のみが在地の公証業務を担当することとなった。彼らは、南の地域の公証人とは異なって、自身に文書への効力付与の力がある訳ではなく、文書の法的効力はあくまでプレヴォテ印章によって保証された。また、彼らの側の帳簿に法行為の記憶が保存されても、これをもとに文書の発給が行われることはない。

## おわりに

以上の検討からは、いくつかの指摘を行うことができる。

第一に、北フランスにおける非訟裁判権は、公的権威による告示、公証文書の発給とい

うかたちをとった。恐らくは、ローマ法研究の影響のもと、12世紀中葉の司教文書でまず開始され、13世紀以後、司教区判事とパリのシャトレで実践されたのち、1280年ごろの王令で王権の地方行政のなかに制度化された。第二に、この制度の生成と機能においては、私的な法行為の効力の保証をめぐる在地社会の状況と、制度を一般的、広域的に編成する公的権威の側の事情が、相互に関係していることが明らかである。さらにいえば、公的権威や当局という観念の熟成や実質的機能と、これを動かす社会関係という意味での政治社会が密接に関連しているともいえる。最後に、同時期の同じ地域のなかで、ときに複数の制度が、採用可能な手段としてクライアントとしての住民には開かれていたと思われる。最近、パリのシャトレ法廷における債務訴訟の社会的意義を研究したクロストゥルは、その重要性の一因として、シャトレのみが有した収監という肉体に関わる刑の持つ意義を強調しているが、このような日常生活の秩序規制に、王権をはじめとする公的権威が決定的な役割を果たす過程を、国家と政治社会の再編成の時代である中世末期について研究する意味は大きい。多くはきわめて些細な私的な法行為を対象としている公証制度は、諸力が日常的に交差する「場」として、特権的な研究の対象となりうるであろう。

#### 参考文献抄

##### 1. 「近代国家生成プロジェクト」

花田洋一郎 『近代国家の生成』 共同研究プロジェクト関係文献目録」（2008年7月29日現在）[www.lit.kyushu-u.ac.jp/his\\_west/kindaikokka/kinndaikokka\\_bibliographie.htm](http://www.lit.kyushu-u.ac.jp/his_west/kindaikokka/kinndaikokka_bibliographie.htm)

GENET, J.-P., éd., *L'Etat moderne: Genèse. Bilans et perspectives. Actes du Colloque tenu au CNRS à Paris les 19-20 septembre 1989*, Paris, 1990.

GENET, J.-P., Introduction. Which State Rises? dans *Historical Research*, vol. LXV, no 157, 1992, pp.117-153.

GENET, J.-P., La genèse de l'Etat moderne: les enjeux d'un programme de recherche, dans *Actes de la recherche en sciences sociales*, 118, 1997, pp.3-18.

##### 2. 非訟裁判権

ARNOUX, M., Essor et déclin d'un type diplomatique: les actes passés coram parrochia en Normandie (XIIe-XIIIe siècles), dans *Bibliothèque de l'Ecole des Chartes*, 154, 1996, pp.323-57.

BAUTIER, R.-H., L'exercice de la juridiction gracieuse en Champagne du milieu du XIIIe siècle à la fin du XVe, dans *Bibliothèque de l'Ecole des Chartes*, 116, 1958, pp.29-106.

BAUTIER, R.-H., Origine et diffusion du sceau de juridiction, dans *Académie des Inscriptions et Belles-Lettres. Comptes rendus des séances*, 1971, pp.304-321.

BAUTIER, R.-H., L'authentification des actes privés dans la France médiévale. Notariat public et juridiction gracieuse, dans *Notariado público y documento privado, de los orígenes al siglo XIV. Actas del VII congreso internacional de diplomática, Valencia, 1986*, Valencia, 1989, pp.701-772.

BRETTAUER, I., Le rôle du tabellion dans l'élaboration des contrats. L'exemple d'un bail de métairie en Normandie (1371), dans *Histoire & Sociétés Rurales*, 30, 2008, pp.91-103.

BRULLIARD, G., L'évolution de la notion de juridiction dite « gracieuse » ou « volontaire » et de celle de juridiction d'après les récents travaux de la doctrine italienne dans *Revue internationale de*

*droit comparé*, 9, 1957, pp.5-26.

CAROLUS-BARRE, L., L'ordonnance de Philippe le Hardi et l'organisation de la juridiction gracieuse, dans *Bibliothèque de l'Ecole des chartes*, 96, 1935, pp.5-48.

CAROLUS-BARRE, L., L'ordonnance de Philippe le Hardi sur la juridiction gracieuse et son application en Champagne, dès 1280, dans *Revue historique de droit français et étranger*, 39, 1961, pp.296-303.

CAROLUS-BARRE, L., L'organisation de la juridiction gracieuse à Paris, dans le dernier tiers du XIIIe siècle. L'Officialité et le Châtelet, dans *Le Moyen Age*, 69, 1963, pp.417-435.

CAROLUS-BARRE, L., L'exercice de la juridiction gracieuse dans les prévôtés de Crépy-en-Valois et la Ferté-Milon 1281-1335, dans *Bulletin philologique et historique (jusqu'à 1610) du comité des travaux historiques et scientifiques*, 1981, pp.93-171.

CLAUSTRE, J., De l'obligation du corps à la prison pour dette: l'endettement privé au Châtelet de Paris au XVe siècle, dans CLAUSTRE, J., éd., *La dette et le juge*, pp.121-134.

CLAUSTRE, J., éd., *La dette et le juge. Juridiction gracieuse et juridiction contentieuse du XIIIe au XVe siècle (France, Italie, Espagne, Angleterre, Empire)*, Paris, 2006.

CLAUSTRE, J., *Dans les geôles du roi: l'emprisonnement pour dette à Paris à la fin du Moyen Âge*, Paris, 2007.

DE BOUARD, A., *Etudes de diplomatique sur les actes des notaires du Châtelet de Paris*, Paris, 1910.

DE BOUARD, A., *Manuel de diplomatique française et pontificale. t. II. L'acte privé*, Paris, 1948.

FAGGION, L., MAILLOUX, A. et VERDON, L., éd., *Le notaire entre métier et espace public en Europe, VIIIe- XVIIIe siècles*, Aix-en-Provence, 2008.

FORTUNAT, F., ARS NOTARIAE: coutume en actes et alchimie du droit, dans *Mémoires de la société pour l'histoire du droit et des institutions des anciens pays bourguignons, comtois et romands*, 40, 1983, pp.295-314.

FOURNIER, P., Etude diplomatique sur les actes passés devant les officialités au XIIIe siècle, dans *Bibliothèque de l'Ecole des Chartes*, 40, 1879, pp.26-331.

FOURNIER, P., *Les officialités au Moyen Age. Etude sur l'organisation, la compétence et la procédure des tribunaux ecclésiastiques ordinaires en France, de 1180 à 1328*, Paris, 1880.

FRIEDLANDER, A., Le premier sceau de juridiction gracieuse dans le Midi: le «sigillum curie Biterris» (1223), dans *Bibliothèque de l'Ecole des Chartes*, 141, 1983, pp.23-35.

GAELLE, T., Les protocoles des notaires et tabellions: une source sous-estimée de l'histoire de la Bourgogne médiévale, dans *Annales de Bourgogne*, 71, 1999, pp.245-248.

GIRY, A., *Manuel de diplomatique*, Paris, 1894.

GUENEE, B., Tribunaux et gens de justice dans *le baillage de Senlis à la fin du Moyen Age*, Strasbourg, 1963.

GUYOTJEANNIN, O., Juridiction gracieuse ecclésiastique et naissance de l'officialité à Beauvais (1175-1220), dans *A propos des actes d'évêques. Hommages à L. Fossier*, Nancy, 1991, pp.295-310.

JEANNIN, A., Le greffier durant le haut Moyen Age: quelle réalité? dans PONCET, O. et



- STOREZ-BRANCOURT, I., éd., *Une histoire de la mémoire judiciaire*, pp.119-131.
- LAURANSON-ROSAZ, C. et JEANNIN, A., La résolution des litiges en justice durant le haut Moyen Age: l'exemple de l'apennin à travers les formules, notamment celles d'Auvergne et d'Angers, dans *Le règlement des conflits au Moyen Age. Actes du colloque du XXXIe Congrès de la Société des Historiens Médiévistes de l'Enseignement Supérieur Public, Angers, 2000*, Paris, 2001, pp.21-33.
- LORCIN, M.-T., Notaires et prêtres notaires : concurrence ou partage d'influence ? Une enquête à poursuivre, dans *Revue historique*, 286 (580), 1991, pp.265-281.
- MAILLARD, F., Lettres de baillie et prévôté en Champagne de 1281 à 1314, dans *Bibliothèque de l'Ecole des chartes*, 118, 1960, pp.167-178.
- PONCET, O. et STOREZ-BRANCOURT, I., éd., *Une histoire de la mémoire judiciaire. Actes d'un colloque international organisé par l'Institut d'histoire du droit et l'Ecole nationale des chartes (12, 13 et 14 mars 2008)*, Paris, 2009.
- RAZE, J.-B., La juridiction gracieuse dans le comté de Nevers : éléments pour une étude comparée avec la Puisaye (XIVe-XVe siècle), 2006. (Rapport d'étape de thèse, téléchargeable sur le site : [enssib.enssib.fr/bibliotheque/documents/dcb/raze-dcb15.pdf](http://enssib.enssib.fr/bibliotheque/documents/dcb/raze-dcb15.pdf))
- RICHARD, J., Les archives et les archivistes des ducs de Bourgogne dans le ressort de la Chambre des comptes de Dijon, dans *Bibliothèque de l'Ecole des chartes*, 105, 1944, pp.123-169.
- RICHARD, J., *Les ducs de Bourgogne et la formation du duché du XIe au XIVe siècle*, Dijon, 1954.
- ROGER, M., Gardes du scel et notaires dans la prévôté de Bar-sur-Aube (fin du XIIIe - milieu du XVIe siècle), dans *Bulletin philologique et historique du Comité des travaux historiques et scientifiques*, 1974, pp.11-72.
- ROUMY, F., Histoire du notariat et du droit notarial en France, dans *Handbuch der internationalen Notargeschichte*, Bonn, 2009, pp.1-33.
- SARAZIN, J.-Y., L'historien et le notaire. Acquis et perspectives de l'étude des actes privés de la France moderne, dans *Bibliothèque de l'Ecole des Chartes*, 160, 2002, pp.229-270.
- TARBOCHEZ, G., Les protocoles des notaires et tabellions : une source sous-estimée de l'histoire de la Bourgogne médiévale, dans *Annales de Bourgogne*, 71, 1999, pp.245-248.
- TOCK, B.-M., L'acte privé en France, VIIe - milieu du Xe siècle, dans *Mélanges de l'Ecole française de Rome, Moyen Age*, 111, 1999, pp.499-537.
- 岡崎敦「パリ司教と教会訴訟外事項裁治権（12世紀）」、『七隈史学』4号、2003年、1-17頁。
- 岡崎敦「教会訴訟外裁治権の形成（12世紀） —パリ司教文書の分析—」、『史淵』147輯、2010年、141-171頁。
- 加納修「プラキタと七～九世紀フランク王国の文書制度」、『史林』85巻1号、2002年、1-30頁。
- トック「西欧中世の私文書（10-13世紀）」、『史淵』144輯、2007年、77-107頁。